

危機管理本部委託業務等指名選定委員会運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、危機管理本部委託業務等指名選定委員会（以下「委員会」という。）の運用について、危機管理本部委託業務等指名選定委員会要綱（以下「要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選定の範囲)

第2条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する契約に関し、契約方法の認定、指名業者（物件等）の選定及び落札者の決定のための調査等を行うものとする。

(1) 委託契約（予定価格が川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第24条の2第1項第6号に定める額以下で3者以上（見積もりを徴取できる業者が2者である等、やむを得ない事情がある場合は2者）の見積合わせを行うものを除く。）

(2) 川崎市契約規則第24条の2第1項各号に定める額の範囲を超える契約（委託契約を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、原則として次の各号のいずれかに該当するときは、書面による審議とすることができる。

(1) 特許権、著作権等他の者が有し得ない排他的権利を必要とするため、特定の者でなければ役務の提供ができない、又は目的物が納入できない契約

(2) 法令等により相手方が特定されている契約

(3) プロポーザル方式により選定した者を相手方とする契約

(4) ビルの管理規約等により、当該業務の執行者がビルの管理会社が指定する業者等に特定されている契約

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約

3 前2項の規定にかかわらず、原則として次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に諮ることを要しない。

(1) 一般競争入札にて契約の相手方を選定するとき

(2) 再リース契約を行うとき

(3) 災害時の応急対策等緊急の必要があるとき

4 前項第3号による契約をしたときは、契約締結報告書（第1号様式

）を速やかに危機管理部担当課長あて提出するものとする。

（手続）

第3条 所管課長は、契約指名選定依頼書・業者選定調書（第2号様式）により危機管理部担当課長あて依頼するものとする。

2 所管課長は、要綱第2条第2号に規定する契約相手先を選定しようとするときは、契約相手先指名選定依頼書・業者選定調書（第3号様式）及び必要な書類を添えて前項の規定に準じて依頼するものとする。

3 所管課長は、次条に定める調査が必要となった場合は、低入札価格調査依頼書（第4号様式）により第1項の規定に準じて依頼するものとする。

4 委員長は、委員会終了後その結果を契約指名選定通知書（第5号様式）により所管課長あて通知するものとする。

（低入札価格調査）

第4条 委員会は、競争入札により委託業務等の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときは、これを調査（以下「低入札価格調査」という。）しなければならない。

2 前項の規定による調査の対象は、予定価格が50,000千円以上のもので、かつ、契約ごとに定める低入札価格調査を行う基準額（予定価格の3分の2を下らない範囲内で定める額とする。以下「調査基準額」という。）以下のものとする。

3 入札の結果、予定価格の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、次の内容の調査を行うものとする。

（1）入札者がその価格により入札した理由及び入札価格の内訳

（2）当該入札者の履行能力に関する事項

（3）その他必要な事項

4 前項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定する。

5 第3項の規定による調査の結果、最低価格入札者を落札者とししない

ことを決定したときは、予定価格の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 5 前項の規定による場合において、次順位者が調査基準額を下回る場合は、その者を最低価格入札者とし、本条項を適用する。

（委員会の特例）

第5条 要綱第4条の規定にかかわらず、委員会を開催するいとまがないときは、所管課長は契約指名選定持回り議決書（第6号様式）により危機管理部担当課長あて依頼するものとし、選定委員の決裁を以って議決とすることができる。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月9日から施行する。